

行政事業レビューシート (厚生労働省)

予算事業名	過誤納保険料の払戻し等に必要な経費	事業開始年度	昭和20年度	作成責任者		
担当部局庁	年金局	担当課室	総務課	総務課長 古都		
会計区分	年金特別会計厚生年金勘定	上位政策	過誤納保険料の払戻し等に必要な経費			
根拠法令 (具体的な条項も記載)	「厚生年金保険法」第39条、39条の2	関係する計画、通知等	貨幣交換差増減整理手続 (昭和8年7月16日 蔵理788)			
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	<ul style="list-style-type: none"> ・事業主より徴収した厚生年金保険料について過徴収が生じた場合の過誤納保険料の払い戻し等を行う。 ・国民年金等の給付を受けている者が亡くなり年金の過払いがあった場合は、債務を引きついだ者が年金の過払い分を国に納付することとなるが、手続きの軽減から遺族自身に支給されている厚生年金から当該亡くなった者の過払分の年金を差し引いて支給し、当該額を国民年金制度に充当する費用(調整金)として国の会計上で、厚生年金勘定から国民年金勘定等への繰り入れを行う。 ・外国居住者に対する年金の支払において、年金の送金時とその支払取消による戻入時の為替レートの差額を日本銀行へ補填金として支払う。 					
事業概要 (5行程度以内。別添可)	<ul style="list-style-type: none"> ・過誤納に係る厚生年金保険料の払戻し等については、納付者の請求に基づき随時払い戻しを行う。 ・年金の最終支払月である3月に、支払調整金が確定することから3月末に厚生年金勘定から他勘定に繰り入れを行う。 ・日本銀行の請求(四半期毎に年4回)に基づき、為替取組上生じた差減に充てるための補填金を支払う。 					
実施状況	平成19年度における支払実績 3,648百万円 平成20年度における支払実績 7,724百万円 平成21年度における支払実績 5,326百万円					
予算の状況 (単位:百万円)		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度要求
	予算額(補正後)	5,249	8,919	8,494	18,651	20,727
	執行額	3,648	7,724	5,326		
	執行率	69%	87%	63%		
	総事業費(執行ベース)	—	—	—		
自己点検	支出先・用途の把握水準・状況	<ul style="list-style-type: none"> ・賠償償還及払戻金は、過徴収となった厚生年金保険料等を納付義務者への還付に充てるものである。 ・支払調整金繰入は、国民年金等の過払額を厚生年金の支給額から差し引き調整した額を厚生年金勘定から国民年金勘定等へ繰り入れるものである。 ・貨幣交換差減補填金は、海外払い給付費の為替取組上生じた差減に充てるため、日本銀行に交付する補填金に充てるものである。 				
	見直しの余地	引き続き、迅速な支払いに努めるとともに事業主等への厚生年金保険料の払い戻し等に支障をきたさぬように、過去の支払い実績等を踏まえ適正な資金繰りを行うなどの取組を進める。				
予算監視の所見率化	厚生年金保険法に基づく事業であり、引き続き事業内容及び予算規模を維持すべき。					
補記						

厚生労働省

(過誤納に係る国民年金保険料の払戻し
3,579百万円(平成21年度執行額))

事業主等

(海外払い給付費の為替取組上生じた差減
に充てるための補填金)
2百万円(平成21年度執行額)

日本銀行

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を
しているかについて補足する)
(単位:百万円)

(うち年金の内払い調整に係る調整金繰入1,745百万円(平成21年度執行額))

事業主等			日本銀行		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
賠償償還及 払戻金	過誤納に係る厚生年金保険料の 払戻し等	3,579	貨幣交換差 減補填金	海外払い給付費の為替取組上生 じた差減に充てるための補填金	2
計		3,579	計		2
B.			F.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0
C.			G.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0

費目・使途
 (「資金の流れ」
 においてブロックごとに最大の
 金額が支出されている者について記載する。使途と費目の双方で実情が分かるように記載)